

令和8年度用 八千代市自転車駐車場定期利用案内

(令和8年4月1日から令和9年3月31日利用分)

申し込みハガキは 令和7年12月18日（木）必着

定期利用を希望する方は本案内を確認の上、お申し込みください。

現在利用中の方で、次年度も引き続き定期利用を希望される場合も申し込みが必要となります。

この利用案内は、令和8年度の利用が終了するまで保管してください。



【お知らせ】

- ①道路交通法改正により4月1日より、16歳以上の自転車運転者の交通違反が交通反則通告制度（青切符）の対象となります。
- ②令和7年11月1日より、125cc以下の原動機付自転車が利用できる自転車駐車場を変更しています。詳細については、4ページの「自転車駐車場一覧表」をご確認ください。

目 次

申し込みから利用までの流れ	2
申し込み上の注意事項	3
自転車駐車場一覧表	4
定期利用料金表	5
管理人常駐時間	5
手続期間＆場所一覧表	6
利用上の注意	8
利用料金の免除	9
自転車駐車場位置図	10
自転車放置禁止区域	12
申し込みハガキ記入の注意	別紙

問い合わせ先

八千代市萱田町593番地33

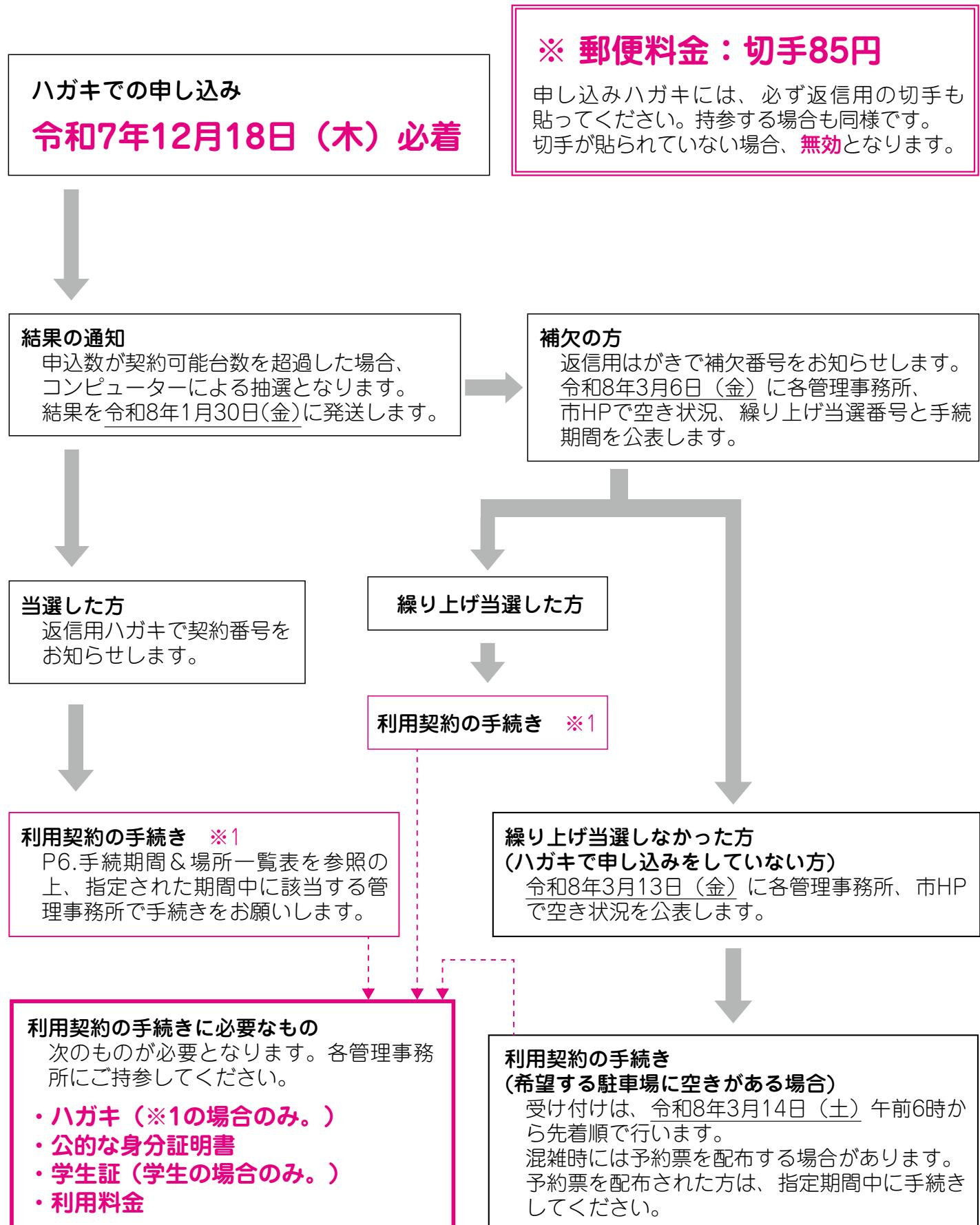
公益社団法人八千代市シルバー人材センター

電話 047-405-4680 FAX 047-484-9544

土曜・日曜・祝日・年末年始を除く、午前8時30分から午後5時まで

申し込みから利用までの流れ

別紙のハガキで申し込みが必要な自転車駐車場における、申し込みから利用までの流れです。
ハガキでの申し込みが不要な自転車駐車場については、P4.「自転車駐車場一覧表」の「○ハガキでの申し込みが不要な自転車駐車場」をご参照ください。



申し込み上の注意事項（必ずお読みください。）

- ※ 空き状況等については原則、お電話でのお問い合わせは受け付けません。ただし、結果の通知が**1週間**過ぎても届かない場合には、八千代市シルバー人材センターへお問い合わせください。
- ※ 別紙の申し込みハガキに必要事項をすべて記入し、切手を貼り郵送するか、八千代市シルバー人材センター、または各管理事務所に持参してください。各箇所の営業時間以外に持参されたものは無効となります。
- ※ ハガキ申し込みの場合、**自転車駐車場の記号を必ず記入してください。** P4.「自転車駐車場一覧表」にない記号や、記入の無いものは無効となります。
- ※ **申し込みハガキには、必ず返信用の切手も貼ってください。切手を貼り忘れた場合は無効とし、返信もいたしません。**
- ※ P6.「手続き期間＆場所一覧表」の期間中に手続きに来ることができない方は、事前に各管理事務所までご連絡ください。代理人が手続きを行う際は、利用者本人が手続きを行うのに必要なもの（P2.左下「利用契約の手続きに必要なもの」参照。）の他、代理人の住所・氏名が確認できるものを持参してください。

身分証明書について（必ず原本をお持ちください）

- ※ 身分証明書は、マイナンバーカード（通知カードは不可）、運転免許証、パスポート、健康保険証等、外国籍の方は在留カードとなります。
- ※ 学生および入学予定の方は、上記の身分証明書のほか、学生証か合格通知書、または入学（予定者）証明書を持参してください。手続き期間中に準備できない方は各自転車駐車場管理事務所にお問い合わせください。

○市営自転車駐車場を利用できる車両

・自転車

三輪車等特殊な自転車、タイヤがラックに収まらない自転車、二段ラック式の自転車駐車場で後ろカゴ付きの自転車、電動アシスト自転車、幼児二人同乗用自転車、スタンドのない自転車などは利用をお断りすることがあります。

・原動機付自転車等

三輪車及び荷台にカゴ等が付いているもの、ラックに収まらないものは利用をお断りすることができます。ミニカー（水色ナンバー）は利用できません。

○1人1台1自転車駐車場

申し込みは1人につき1台、1か所のみで、**必ず利用者本人の名前**で申し込みをしてください。外国籍の方は在留カードの氏名を記載してください。

1人で複数枚の申し込みや、同じ駅での複数の自転車駐車場への申し込み、自転車・原動機付自転車等両方の申し込み、法人等の団体での申し込みはできません。虚偽の疑いがある場合、原動機付自転車標識交付証明書等の書類の提出を求める場合があります。判明した場合、申し込みは全て**無効**となります。

○自転車駐車場を利用する上の注意事項

自転車駐車場は自転車等の駐車場所を提供することを目的としたものであり、自転車等を保管・管理するものではありません。したがって自転車等の紛失、盗難、破損、火災、災害及び機械トラブル等による損害については一切の責任を負いかねます。

○契約者以外の利用等の禁止

契約者以外の利用、または権利の譲渡や名義貸しもお断りします。利用中にこうした行為が判明した場合は、契約破棄とします。家族内の同様の行為も禁止です。

なお、詐欺その他不正な行為により、利用料金の徴収を免れた場合、契約破棄のうえ、「八千代市自転車の放置防止に関する条例」第16条により、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処します。住所・利用者の偽装等も該当します。

○防犯登録番号の記入

申し込みの際、防犯登録番号を記入するようにしてください。

※自転車の防犯登録は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第12条」によって義務づけられています。

1つの防犯登録番号で複数の方の申し込みは出来ません。重複となり無効となる場合がありますので注意してください。学生などハガキ申し込み時に自転車がない場合は「購入予定」と記入してください。

○定期利用のキャンセル待ちについて

募集の結果、満車となった自転車駐車場の利用を希望する場合は、キャンセル待ちの予約票を各自転車駐車場管理事務所に提出していただくことで、自転車駐車場に空きが出た場合に利用が可能となります。利用を希望する管理事務所にお問い合わせください。

自転車駐車場一覧表

令和7年12月1日現在

申し込みハガキ「⑦利用場所」記入欄にはこの記号を記入してください。

○別紙のハガキで申し込みが必要な自転車駐車場

※ 利用申し込み場所の駐車位置の選択はできません、屋根有は高架下を含みます。

※ 一時利用の台数はおよその目安となります。

記号	自転車駐車場名	契約可能台数							料金表	管理事務所 電話番号 (市外局番047)		
		自転車			原動機付自転車等							
		一時利用	屋根有	屋根無	一時利用	屋根有	屋根無	125cc ※②				
Y1	八千代台南	300	455	358	—	11	—	○	表 A	487-2809		
Y2	八千代台北第1	—	270	—	—	—	—	—	表 A			
Y3	八千代台北第2	121	520	—	—	—	—	—	表 A	487-2803		
Y4	八千代台北第3	100	—	152	20	—	60	×	表 B			
Y6	八千代台西第1	—	430	50	—	—	—	—	表 A	487-2801		
Y8	八千代台東第1	40	190	—	—	—	—	—	表 A			
Y12	八千代台東第3	—	119	—	—	20	—	×	表 A	487-2802		
K1	勝田台北	90	—	—	16	155(20)	—	△	表 A			
K5	勝田台南第3 ※①	—	200	—	—	35	—	○	表 A	487-2807		
K3	勝田台南第1	—	870	340	—	—	48(15)	△	表 A	487-2806		
K4	勝田台南第2 ※①	—	420	—	—	—	—	—	表 A			
K7	勝田台南第4	220	—	—	—	—	65(8)	△	表 B	487-2805		
K8	勝田台南第5 ※①、③	—	680	—	—	—	—	—	表 A			
C2	八千代中央第2	101	192	—	4	17	—	○	表 A	405-0832		

○ハガキでの申し込みが必要な自転車駐車場

※令和8年3月2日(月)午前6時から現地自転車駐車場管理事務所で受付

栄町公園地下は令和8年3月2日(月)午前4時30分から申込受付開始

令和8年3月14日(土)午前4時30分から契約手続開始

八千代緑が丘は令和8年3月4日(水)午前6時から受付

現地受付	自転車駐車場名	契約可能台数							料金表	管理事務所 電話番号 (市外局番047)		
		自転車			原動機付自転車等							
		一時利用	屋根有	屋根無	一時利用	屋根有	屋根無	125cc ※②				
	八千代台東第2	40	140	—	15	40	50	○	表 A	487-2802		
	勝田台北 平置	—	—	45	—	—	12	○	表 B	487-2807		
	栄町公園地下 ※①	160	1,802	—	—	—	—	—	表 A	482-2927		
	八千代中央第1	54	378	—	5	35	—	○	表 A	405-0831		
	八千代中央第2 新	—	241	—	—	32	—	○	表 A	405-0832		
	村上第1	22	140	—	4	16	—	○	表 A	405-0833		
	八千代緑が丘 ※①	534	2,407	—	6(6)	130(11)	—	△	表 A	458-1239		
	大和田北第1	—	670	384	—	—	8	○	表 A	485-9974		
	大和田北第2	202	—	180	6	—	15	○	表 A	485-9975		
	大和田南第1	96	—	319	5	—	20	○	表 A	485-9976		

(注) 一時利用したい場合は、その都度各自転車駐車場で直接手続きをしてください。

料金は自転車100円、原動機付自転車等200円です。

なお、一時利用とは、入場1回かつ継続した24時間以内を単位とする利用です。

- ※① ラック式構造等のため、申し込みの前にお持ちの自転車等が規格に収まるか事前によく確認してください。規格外の車両は当選しても利用できない場合があります。
- 上下二段ラック式構造の場合、後ろカゴ等が付いている自転車の下段駐車、後ろカゴ等が付いている原動機付自転車等
 - ハンドル高・サドル高が110cm以上、重量が25kg以上、タイヤ幅が51mm以上のいずれかに当てはまる自転車（マウンテンバイク・電動アシスト自転車・幼児二人同乗用自転車など）
 - 三輪車など、車長・車高・車幅等が規格外でラックに収まらない車両
- ※② 125cc以下の原動機付自転車等がご利用できる駐車場は、○と△の駐車場のみです。△については一部の区画のみとなりますので、()内の数字が駐車可能な台数です。
- ※③ 特殊な自転車（電動アシスト自転車、幼児二人同乗車、前後にカゴがついている自転車）は、駐車が困難なため、ラックのないK3 勝田台南第1のご利用をご検討ください。

定期利用料金表

(単位：円)

表 A			屋根有		屋根無	
			自転車	原動機付 自転車等	自転車	原動機付 自転車等
市内	一般	1か月	1,100	1,320	550	660
		1年	12,100	14,520	6,050	7,260
	学生	1か月	770	920	380	460
		1年	8,470	10,160	4,230	5,080
市外	一般	1か月	市外居住者の定期利用料金は、2倍の額。			
		1年				
	学生	1か月				
		1年				

表 B			屋根無	
			自転車	原動機付 自転車等
市内	一般	1か月	440	550
		1年	4,840	6,050
	学生	1か月	300	380
		1年	3,380	4,230
市外	一般	1か月	市外居住者の定期利用料金は、2倍の額。	
		1年		
	学生	1か月		
		1年		

※ 料金には消費税10%相当額が含まれています。

○1年分の契約について、一括で納付した場合、1か月分割引となります。

○八千代市内に住所を有する人以外の料金は、市外料金となります。

○学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校、同法第124条に定める専修学校及び同法第134条の第1項に定める各種学校に通学する者です。一部予備校生は含まれません。各専門学校・予備校等で確認してください。

○定期利用とは、1か月単位での利用です。月の途中から利用の場合の日割り等はできません。

管理人常駐時間

月曜から土曜日、午前6時から午後7時まで。（日曜・祝日・年末年始は休み）

○ハガキ受付管理事務所

自転車駐車場名	管理人常駐時間	申込受付開始日	手続時間
抽選対象管理事務所	午前6:00～午後7:00	12月1日	午前6:00～午後6:00

※4月1日以降は随時受付

※抽選対象管理事務所の詳細はP4。「○別紙のハガキで申し込みが必要な自転車駐車場」をご覧ください。

○現地受付管理事務所

自転車駐車場名	管理人常駐時間	申込受付開始日	手続時間
栄町公園地下 注①	午前4:30～翌午前1:30	3月2日 注②	午前4:30～午後10:30
八千代緑が丘 注①	午前6:00～午後7:00	3月4日	午前6:00～午後6:40
その他の現地受付管理事務所	午前6:00～午後7:00	3月2日	午前6:00～午後6:00

注①午前1:30～午前4:30は閉鎖

注②栄町公園地下は2月14日から申請書を配布、3月14日から契約手続開始

※その他の現地受付管理事務所の詳細はP4。「○ハガキでの申し込みが必要な自転車駐車場」をご覧ください。

手続期間＆場所一覧表

- 当選者は、当選通知の契約番号を確認のうえ、手続期間＆場所一覧表に記載されている手続き場所及び、その期間中に利用手続きをしてください。
- 手続期間・手続時間・手続場所は利用案内・ホームページ等でよく確認してください。
- 期間中に手続きされない場合は無効となります。期間中に手続きができない場合は、事前に当選場所の自転車駐車場管理事務所に連絡してください。

手続時間：午前 6 時から午後 6 時まで（日曜・祝日は除く）

(Y1) 八千代台南

契 約 番 号	手続期間（令和 8 年）	手続場所・電話番号
Y1A1 – 001 ~ 130	2月 10 日(火) ~ 2月 17 日(火)	八千代台南 管理事務所 047-487-2809
Y1A1 – 131 ~ 267	2月 18 日(水) ~ 2月 25 日(水)	
Y1A2 – 001 ~ 188		
Y1A3 – 001 ~ 358	2月 26 日(木) ~ 3月 4 日(水)	
Y1B1 – 001 ~ 011		

(Y2・Y3・Y4) 八千代台北第 1・2・3

契 約 番 号	手続期間（令和 8 年）	手続場所・電話番号
Y3A1 – 001 ~ 170	2月 7 日(土) ~ 2月 13 日(金)	八千代台北第 2 管理事務所 047-487-2803
Y3A1 – 171 ~ 340	2月 14 日(土) ~ 2月 19 日(木)	
Y3A1 – 341 ~ 520	2月 20 日(金) ~ 2月 26 日(木)	
Y2A1 – 001 ~ 270		
Y4A1 – 001 ~ 152	2月 27 日(金) ~ 3月 4 日(水)	
Y4B1 – 001 ~ 060		

(Y6) 八千代台西第 1

契 約 番 号	手続期間（令和 8 年）	手続場所・電話番号
Y6A1 – 001 ~ 160	2月 10 日(火) ~ 2月 17 日(火)	八千代台西第 1 管理事務所 047-487-2801
Y6A1 – 161 ~ 320	2月 18 日(水) ~ 2月 25 日(水)	
Y6A1 – 321 ~ 430	2月 26 日(木) ~ 3月 4 日(水)	
Y6A2 – 001 ~ 050		

(Y8・Y12) 八千代台東第 1・3

契 約 番 号	手続期間（令和 8 年）	手続場所・電話番号
Y8A1 – 001 ~ 103	2月 10 日(火) ~ 2月 17 日(火)	八千代台東第 2 管理事務所 047-487-2802
Y8A2 – 001 ~ 087		
Y12A1 – 001 ~ 119	2月 18 日(水) ~ 2月 25 日(水)	
Y12B1 – 001 ~ 020		

(K1・K5) 勝田台北・勝田台南 3

契約番号	手続期間(令和8年)	手続場所・電話番号
K1B1-001～055 K1B0-001～100	2月 7日(土)～2月13日(金)	勝田台北 管理事務所 047-487-2807
K5A1-001～100 K5A1-101～200	2月14日(土)～2月19日(木)	
K5B1-001～035	2月20日(金)～2月26日(木)	

(K3) 勝田台南第1

契約番号	手続期間(令和8年)	手続場所・電話番号
K3A0-001～280	2月 7日(土)～2月13日(金)	勝田台南第1 管理事務所 047-487-2806
K3A1-001～290	2月14日(土)～2月19日(木)	
K3A2-001～300	2月20日(金)～2月26日(木)	
K3A3-001～340 K3B1-001～048	2月27日(金)～3月 4日(水)	

(K4・K7・K8) 勝田台南第2・4・5

契約番号	手続期間(令和8年)	手続場所・電話番号
K4A1-001～250	2月 7日(土)～2月13日(金)	勝田台南第2 管理事務所 047-487-2805
K4A1-251～420 K7B1-001～065	2月14日(土)～2月19日(木)	
K8A1-001～340	2月20日(金)～2月26日(木)	
K8A1-341～680	2月27日(金)～3月 4日(水)	

(C2) 八千代中央第2

契約番号	手続期間(令和8年)	手続場所・電話番号
C2A1-001～065(Aゾーン)	2月10日(火)～2月17日(火)	八千代中央第2 管理事務所 047-405-0832
C2A1-066～130(Bゾーン)	2月18日(水)～2月25日(水)	
C2A1-131～192(Cゾーン) C2B1-001～017	2月26日(木)～3月 4日(水)	

利用上の注意

○自転車駐車場の駐車方法

ゾーン指定の自転車駐車場では（指定場所のある自転車駐車場は除く）指定されたゾーン内（階で指定されている場合は階内）で駐車してください。

また、危険防止のため場内では、車両から降りて通行してください。原付等はエンジンを切り、車両から降りて通行してください。

○ラックのある自転車駐車場について

ラックのある自転車駐車場では、ラック部に巻いて施錠しましょう。

ただし、上下二段式ラックの自転車駐車場で荷台に力コ等が付いている自転車を下段ラックに駐車してしまうと上段ラックが降ろせなくなってしまうため、必ず上段に駐車するようお願いします。

○定期利用票（ステッカー）について

定期利用票（ステッカー）は、必ず車両後部のドロよけなどの見やすい場所に貼ってください。

○利用車両の変更について

故障等により別の車両を駐車する場合や利用する車両を変更する場合は、管理人に定期利用証を提示のうえ申し出てください。

○契約内容の確認について

定期利用証は、自転車駐車場ご利用の際に、必ず携

帯してください。契約の確認のため、定期利用証や身分証明書の提示を求めること、または電話連絡することがあります。

○自転車の移動について

ご利用の皆様に快適に使っていただくため、場内整理や施設管理上、**自転車等を移動する場合があります**。指定されていない場所に置いてあるワイヤー錠等で施錠された自転車は、整理が行えなくなるため、やむを得ず切断する場合があります。なお、移動のための切断に伴うワイヤー錠等の損害については、一切補償できません。

○自転車の撤去について

契約期間の過ぎている自転車や許可なく置かれている自転車は、2週間を目途に放置自転車として放置自転車保管場所に移動します。その際、施錠してある場合は、ワイヤー錠等を切断し移動します。ワイヤー錠等の損害については、一切補償できません。引き取りには移動保管料2,200円がかかります。

○定期利用の領収証について

適格請求書（インボイス）対応の領収証発行を希望の方は、管理事務所での発行ができますので、八千代市役所土木維持課（047-421-6786）までご連絡ください。

防犯について

自転車は必ず施錠

駐車の際には整理整頓を心がけ、カギのかけ忘れの確認や、カギを二重にかけるなど盗難には十分注意しましょう。自転車は必ず防犯登録し、利用申請時に記入してください。盗難等により自転車等を紛失した場合は、管理人に自転車紛失届を提出し、速やかに近くの交番に盗難届を出してください。盗難自転車が、放置自転車として保管された場合、事前に盗難届が届け出されていたときは、移動保管料を免除することができます。

カギの抜き忘れに注意！

カギを抜き忘れて家のカギが自転車等に残っているケースがあり、非常に危険です。自転車・バイクのカギに家のカギなど他のカギを付けることは避けましょう。

年度内における定期利用の更新について（更新期間をお守りください）

定期利用の更新とは、契約期間終了後、翌月以降も利用する場合に用意していただく手続きです。契約期間の終了する月の21日から月末（原則）までに、各自転車駐車場管理事務所で行ってください。更新期間中に手続きを行えない場合は、事前に自転車駐車場管理事務所まで連絡してください。月末までに更新手続きを行わず、事前に連絡もない場合はキャンセル扱いとなり、翌月からの利用はできなくなりますのでご注意ください。なお、年度をまたぐ更新は出来ません。

還付申請について（契約期間途中で駐車場を利用しなくなったとき）

利用を中止する人

定期利用している人で、転出や転勤等で利用しなくなった場合、最終利用月の月末（日曜・祝日・年末年始を除く）までに各自転車駐車場管理事務所で利用取消・還付手続きを行ってください。審査後、利用しない月分の料金を還付することができます。手続きを行う場合は定期利用証・定期利用票（ステッカー）・通帳等振込先の分かるものを持参して管理人に申し出てください。

還付の注意事項

- ①還付金は後日、指定された金融機関口座へ振り込みます。申請受理した月の月末から、おおむね1ヶ月かかります。
- ②還付金はすでに納付した利用料金から利用月分の料金を引いた額です。月末締めで、日割りでの還付はできません。
- ③1年間（4月～翌年3月）の定期利用契約をした人の利用料金は、11か月分となりますので、11か月分から利用月分を引いた額を還付します。なお、11か月利用した場合、還付金は発生しません。

利用料金の免除

下表に該当する人は、申請により自転車駐車場の定期利用料金が免除されます。（一時利用料金は免除されません。）申請する方は、下記窓口での申請または郵送による申請をお願いします。

免除申請後、約2週間後に必要事項を記入した「申請書の写し」を返信します。自転車駐車場の利用手続きをする2週間前には免除の申請をお願いします。「申請書の写し」がない場合には、料金の免除ができませんのでご注意ください。

申請に必要なもの

- **申請書**（市ホームページからダウンロードできます。）
- 下表必要書類の写し※申請後の返却はしませんのでご了承ください。

市ホームページ

「自転車駐車場定期利用料金の免除申請」
<https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/49/50940.html>



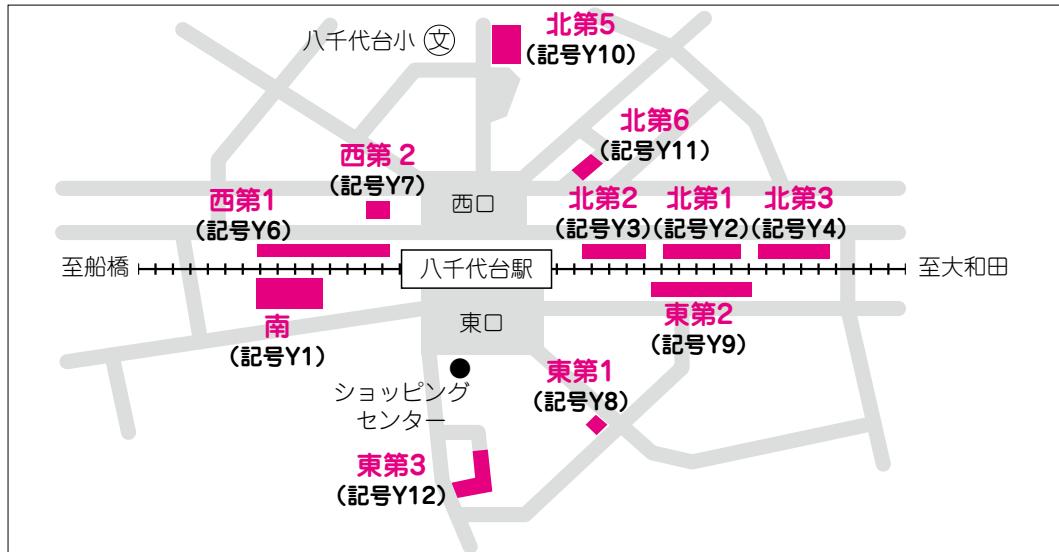
申請先及びお問い合わせ先

八千代市役所 都市整備部 土木維持課
〒276-8501 八千代市大和田新田312番地の5
電話 047-421-6786
開庁日時（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く午前8時30分から午後5時まで）

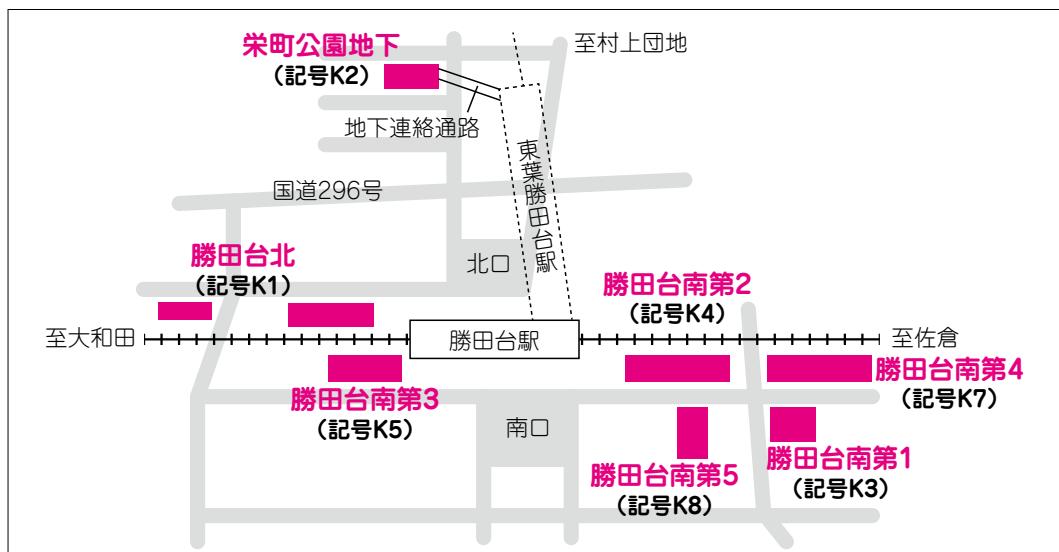
	定期利用料金が免除される人	必要なもの
1	生活保護を受けている世帯に属する者	<ul style="list-style-type: none">• 被保護世帯証明書もしくは保護決定通知書• 住民票（世帯全部・続柄のわかるもの） <p>※世帯主以外の人が利用する場合で、保護決定通知書を証明書類として使用する場合のみ</p>
2	身体障害者手帳の交付を受けている者	身体障害者手帳
3	療育手帳の交付を受けている者	療育手帳
4	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	精神障害者保健福祉手帳
5	被爆者健康手帳の交付を受けている者	被爆者健康手帳
6	一人親世帯で20歳未満の者を扶養している者及びその者に扶養されている20歳未満の者で世帯主の市県民税が非課税の者	<p>住民票(世帯全部・続柄のわかるもの)及び世帯主の非課税証明書</p> <p>①ひとり親家庭 ②20歳未満の子を扶養している ③世帯主である ④市県民税が非課税</p> <p>①から④の全て満たすことが条件となります。特に、ひとり親家庭の人でも市県民税が課税されている場合は免除対象となりません。</p> <p>非課税証明書・住民票を取得する前に非課税かどうか各市区町村税務担当課に必ずご確認ください。</p>
7	その他市長が特に必要と認める者	<ul style="list-style-type: none">• 千葉県特定医療費（指定難病）受給者証• 千葉県小児慢性特定疾患医療受給者証• 千葉県特定疾患医療受給者証• 八千代市難病者援護金受給資格認定通知書

自転車駐車場位置図

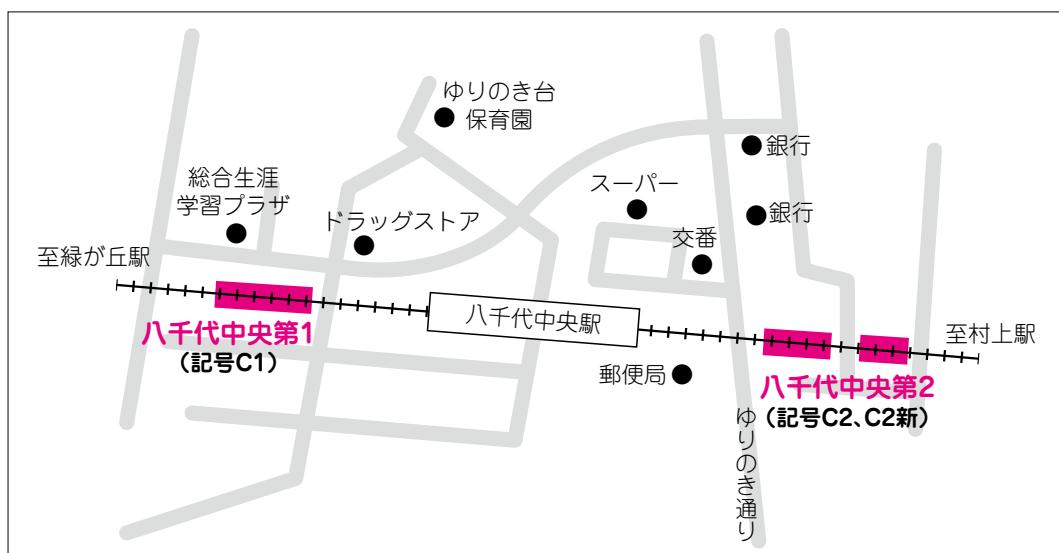
八千代台駅周辺



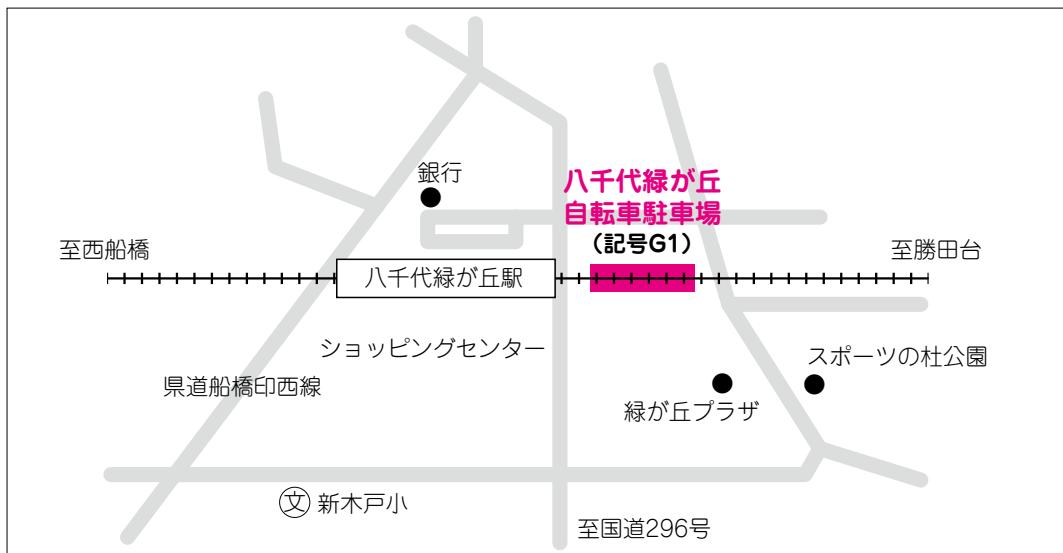
勝田台駅周辺



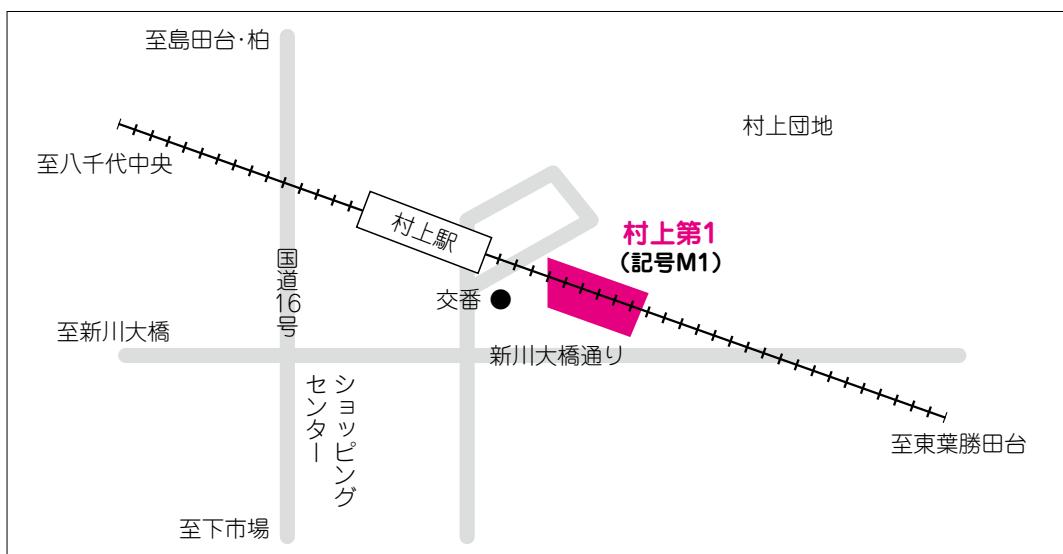
八千代中央駅周辺



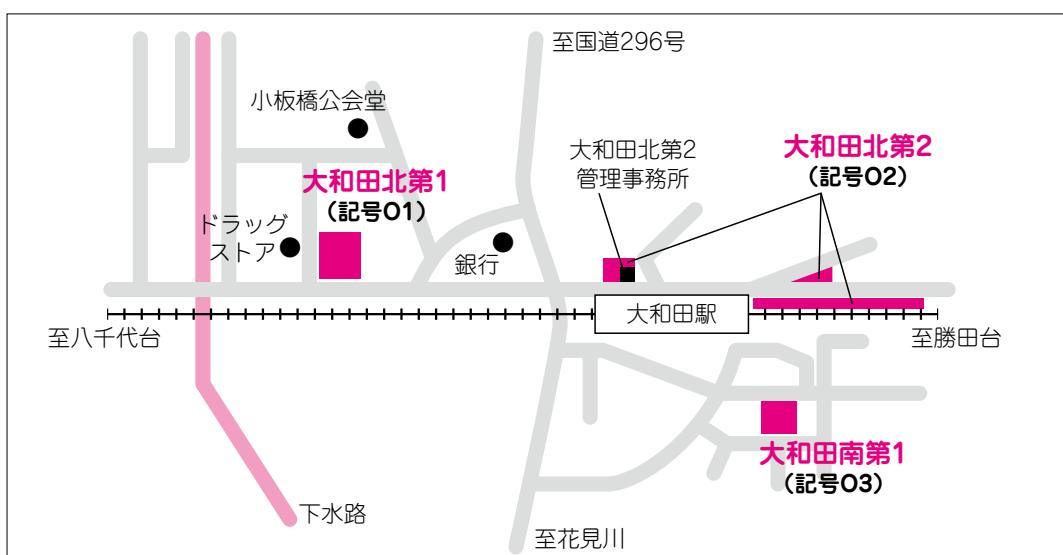
八千代緑が丘駅周辺



村上駅周辺

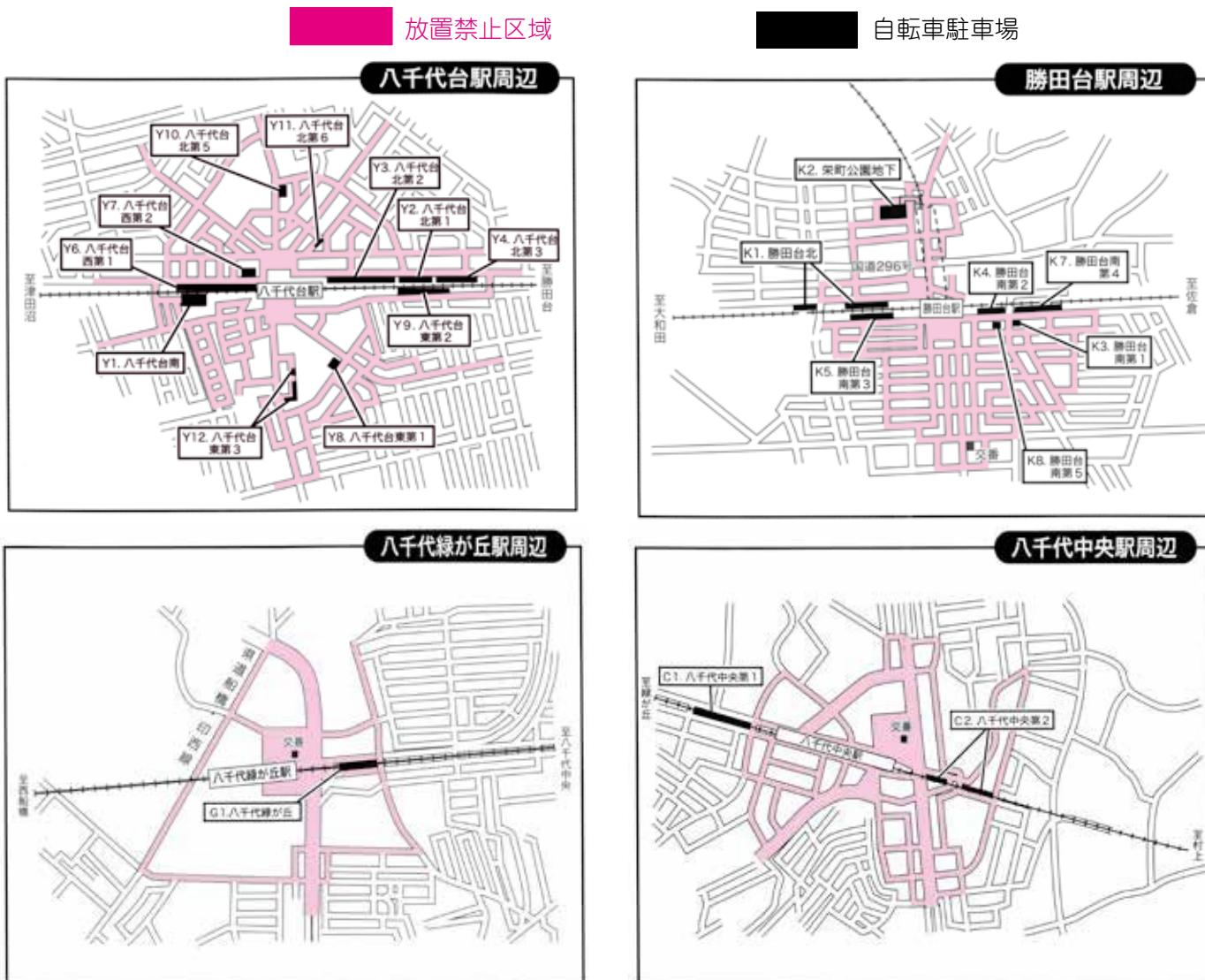


大和田駅周辺



自転車放置禁止区域

放置自転車を解消するため、各駅に駅前整理員を配置するとともに、八千代台・勝田台・八千代緑が丘・八千代中央各駅周辺を**自転車放置禁止区域**に指定し、放置自転車の即日撤去を行っています。チェーン錠等によりフェンス等にくくられるなどにより撤去の妨げになる場合、チェーン錠等を切断した上で撤去を行っています。



○放置自転車保管場所

萱田町 674-4 T E L 047-482-0631

○引き取りできる日時

月曜日～土曜日 午前10時から午後6時まで

※日曜・祝日・年末年始を除きます。

○必要なもの

- ・自転車のカギ
- ・公的な身分証明書 **※原本**
（マイナンバーカード（通知カードは不可）、
運転免許証、パスポート、健康保険証など）
- ・移動保管料 2,200円

※盗難自転車が放置自転車として保管された場合、事前に警察署に盗難届が届け出されていたときは、移動保管料を免除することが可能です。放置自転車保管場所の係員に、受理日と受理番号、盗難されたときの状況を伝えてください。

放置自転車保管場所

